

役員等報酬規程

社会福祉法人 道灌山心育会

(目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人道灌山心育会の役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(定義)

- 第2条 本規程でいう非常勤とは所定週2日以上勤務に該当しない勤務という。
- 2 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。
- 3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。
- 4 所定週2日以上勤務に該当しない役員等を対象に以下の各条を適用するものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

- 第3条 理事長（以下「理事長等」という。）及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事長等評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
- 3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、評議員選任・解任委員が理事会等に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
- 4 交通費は実費を支払うものとする。
- 5 役員等に対する職務執行の対価として支給する報酬については、理事会、評議員会等が決議の省略で開催された場合であっても適用することができる。
- 6 理事及び評議員の報酬総額は評議員会で決定する。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

- 第4条 理事長等が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設

の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を払うことができる。

- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 5 役員等に対する職務執行の対価として支給する報酬については、理事会、評議員会等が決議の省略で開催された場合であっても適用することができる。

(監事の報酬等)

- 第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合にはその実費とする。
 - 4 監事等に対する職務執行の対価として支給する報酬については、理事会、評議員会等が決議の省略で開催された場合であっても適用することができる。
 - 5 監事の報酬の総額は評議員会で決定する。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

- 第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
 - 4 苦情対応第三者委員等に対する職務執行の対価として支給する報酬については、理事会、評議員会等が決議の省略で開催された場合であっても適用することができる。

(出張旅費)

- 第7条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。
- 2 旅費は、実費を支給する。
 - 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
 - 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

- 第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

- 第9条 役員等は、法人職務証跡資料として、入退室時間を記入した資料の作成に協力するものとする。

(支給方法と控除)

- 第10条 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した者の場合は、その法廷相続人)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(ただし、その日が金融機関の休業日の場合はその前日とする)
報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(改正)

- 第11条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規則は、令和3年1月23日より施行する。

別表1 役員報酬（日額）※源泉徴収後の金額（税額はその時の税率に従う）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	5、000円	実 費
評議員会出席報酬等	5、000円	実 費
評議員選任・解任委員出席報酬等	5、000円	実 費
苦情対応第三者委員	5、000円	実 費

別表2 （日額）※源泉徴収後の金額（税額はその時の税率に従う）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長等業務報酬等	5、000円	実 費
理事、監事 評議員等業務報酬等	5、000円	実 費
監事監査指導報酬等	20、000円	実 費
苦情対応第三者委員	5、000円	実 費

別表3 （日額）※源泉徴収後の金額（税額はその時の税率に従う）

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
5、000円	20,000円以内実費	5、000円	実 費